

第12回広島大学ホームカミングデー企画 法科大学院講演会 「刑事弁護の最前線と法曹養成」

亀石倫子 ・ 久保豊年
新井 誠 ・ 堀田尚徳

第1部 講演会

「GPS捜査事件 一大法廷判決までの道のり」講師：亀石倫子弁護士

「最高裁逆転無罪～リアル99.9の奇跡～」講師：久保豊年弁護士

第2部 パネルディスカッション「法曹養成の鍵—弁護士の着想力、創造力 と交渉力—」

パネリスト：亀石倫子氏、久保豊年氏、

広島大学大学院法務研究科 新井誠教授

コーディネーター：広島大学大学院法務研究科 堀田尚徳准教授

平成30年11月4日(日)に、第12回広島大学ホームカミングデー企画(法科大学院講演会)「刑事弁護の最前線と法曹養成」として、東千田未来創生センターにおいて、弁護士(大阪弁護士会)の亀石倫子氏、弁護士(広島弁護士会)で元広島大学大学院法務研究科教授の久保豊年氏を講師に迎え、第1部では講演会を、第2部では本研究科の新井誠教授、堀田尚徳准教授が加わりパネルディスカッションを開催しました。

本稿は、当日のテープ録音をもとに、その概要を報告するものです。(なお、講演会とパネルディスカッションに引き続き行われた、フロアとの質疑応答については、紙幅の関係上、省略させていただきました。)

<第1部：講演会>

★秋野成人氏 (広島大学大学院法務研究科長)

広島大学大学院法務研究科の秋野です。本日はカープでハートブレイクの中、広島大学ホームカミングデー講演会「刑事弁護の最前線と法曹養成」にご来場いただきまして感謝申し上げます、誠にありがとうございます。広島大学ホームカミングデーは広島大学とご縁のあった卒業生、修了生、さらに教職員の皆さん方に、久しぶりに母校に戻っていただいて旧交を温めていただくということが一つの目的です。また広島大学を母校とされる方々のみならず多くの皆さまに広島大学の現状、これからについて情報発信をさせていただいて、地域とのつながりをより一層深めることがもう一つの目的となります。

そこで広島大学の最新情報について少しお話をさせていただきたいと思えます。広島大学は世界の大学ランキング100位以内を目指し、研究力、それから社会貢献等の強化を図っております。本年10月3日に発表がありました平成30年度卓越大学院プログラムに「ゲノム編集先端人材育成プログラム」が採択されました。全国38大学56件の申請がありましたけれども、その中で13大学15件が採択されました。大阪大学から長崎大学までの中四国のエリアだけでは広島大学のみです。今後、さらなる研究の強化、トップレベルへの質の向上を目指し、これを大学の指針といたしております。

法務研究科ですけれども、法曹養成のための専門職大学院として、混沌とした社会において未知の課題でも創造性、論理性をもって対応し、解決できる法曹を育てるということを目指しています。そのためにさまざまな教育上のツールを使ってオリジナルな教育システムを構築いたしております。また司法試験の合格率が全国トップ10に入る神戸大学法科大学院と教育連携協定を結んで、様々な観点で改善し、さらなる見直しを重ねております。未だ改革の途中なのですけれども、今年の司法試験の結果として法科大学院のランキングで全体の合格率は全国第11位、法学未修者、法律を学んだことがなく

法曹を目指して法科大学院に来られた方々については、合格率は全国第2位という結果を得ています。今後も法科大学院生の法曹となる夢を確実に、かつ速やかに実現すべく努めてまいります。

本日は最高裁でエポック・メイキングな判決を導かれたお二人の弁護士、亀石倫子弁護士、久保豊年弁護士をお迎えしております。ご多用の中、ご講演をお引き受けいただきました両弁護士に心より感謝申し上げます、ありがとうございます。両弁護士による最高裁判決に至る弁護活動を振り返っていただいてのご講演は、法曹さらには刑事裁判、法に関心をお持ちの皆さんに実り多きものとなりますことを祈念いたしまして、これをもってあいさつに代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

★司会者(堀田尚徳氏：広島大学大学院法務研究科准教授)

広島大学大学院法務研究科で刑事訴訟法を担当しております堀田尚徳と申します。本日はよろしく願いいたします。早速ですが、第1部の講演会を始めさせていただきます。お話しいただくのは大阪弁護士会の亀石倫子先生と、広島弁護士会の久保豊年先生です。まず初めにお話しいただく大阪弁護士会の亀石倫子先生のご紹介をさせていただきます。亀石倫子先生は北海道小樽市生まれ、大学を卒業され一般企業での就職を経て法科大学院に入学、2009年に大阪弁護士会に弁護士登録され、2016年からは「法律事務所エククラうめだ」を開設されています。2014年のクラブ風営法違反事件、2017年のGPS捜査違法事件など、これまで世間でも話題となった事件を担当されています。それでは亀石先生、よろしく願いいたします。

★亀石倫子氏(法律事務所エククラうめだ・弁護士)

よろしく願い致します。大阪から参りました亀石倫子と申します。本日はとてもお天気がよい中、お忙しい中、お話を聞きに来てくださってありがとうございます。今、ご紹介いただきましたが簡単に私も経歴をご説明致し

ますと、北海道小樽市で生まれ、東京女子大学でアメリカ文学を勉強し、その後、一般企業に入社しました。弁護士になろうとか法律の勉強をしたとか、一般企業で働いているときも法務の仕事をしたということは全くなかったのですが、結婚を機に会社を辞め、大阪に行って無職になって、「これから何しようかな」と思っているときに、たまたま司法試験のパンフレットを見て、時間だけはたっぷりあるし、何かこれから生き甲斐を持って働いていくために弁護士になろうかって突然思いまして、生まれて初めてそのとき六法を買い、26歳のときなのでですけど勉強を始めました。ちょうどロースクールができた時期と重なっていたので大阪市立大学ロースクールに入学し、2回目で何とか司法試験に合格しました。このロースクールに行っていたときに、和歌山カレー事件の弁護人をしていた弁護士の先生と出会ったのがきっかけで、刑事弁護という仕事に興味を持ちまして、それで大阪で弁護士になったときに刑事事件を中心に扱う、罪を犯した人、罪を犯したと疑われる人の弁護をするという仕事を中心に行っている法律事務所に入り、6年間そこで刑事事件をたくさん、200件以上は担当しました。そして弁護士7年目に独立して、今は大阪の梅田で自分の事務所を運営しています。今年、弁護士9年目になります。

今日、お話しする「GPS捜査事件」というのは私が弁護士になって4年目に会った事件なのです。これは大阪府警が捜査対象者の車やバイクにGPSをこっそり取り付けて位置情報を把握して彼らの行動を監視していたという捜査でして、こういう捜査というのは令状はあるのかからないのかというのが争点でした。令状がある捜査というのは、逮捕状とか、搜索差押令状とか、ドラマとかで「令状出ているぞ」というふうに見せるシーンを見たことがあると思うのですが、そういう人権を侵害する恐れのある捜査は強制処分と呼ばれていて、人権侵害の恐れがあるので間違っではいけないということで裁判所の令状が必要だと、二重のチェックをするという意味で強制処分というふうにされています。例えば尾行や張り込みという捜査は令状がい

らない任意処分とされているのですけれど、それはそこまで人権侵害の恐れがないので令状はいらないよというふうにされています。GPS捜査というのはそういう人権侵害の恐れというのがあるのかどうか、令状がいるのかどうかというのが争点になった事件でした。

具体的に大阪府警がどんなことをしていたかということ、民間の警備会社から警察官が個人名でGPS端末をレンタルしまして、それを捜査対象者、「こいつらが、この事件の犯人ではないか」と思う目星を付けた対象者の車とかバイクに勝手にGPSを取り付けます。車だと、例えば車体の下にもぐって、ちょうど車体の真ん中辺りにくっ付ければ対象者には分らない、それでくっ付けることができるのですけど、バイクだとやはり小っちゃいのでくっ付けると大体ばれてしまう。実際に私の担当した事件でも共犯者のバイクに付けられていたのですけど、どういうふうに付けられていたかということ、バイクの部品、ネジを外してガバッと部品を外さないと取り付けられないようなところに付けられていました。なぜそれに気付いたかということ、共犯者の方がバイクを修理に出したところ、修理工場の人がその部品を外してみたらバイクの部品ではないものが付いている。「何だろう、これ」って見たらGPSだった。それで発覚したのですね。なので大阪府警はそういうふうにしてバイクに取り付けていたのだらうと思います。そしてそのGPSを一旦取り付けると自分のスマートフォンとか、パソコンで番号を入れるとそのGPSがいる場所というのが24時間、365日、いつでも把握することができます。それで彼らの行動を監視していたという捜査が行われていたという事件です。この事件を起こした人たちというのは職業的な店舗荒らしの人たちでして4人の共犯者なのですけど、私が平成25年12月にその主犯格の男性の弁護をすることになり、大阪の東警察署というところに行きました。彼は最初から自分がやった事件のことは認めていて、「僕がやりました、悪いことをしたのでちゃんと罪を償います、特に争うことはありません」と言うのですね。「ただ先生、逮捕される何カ月か前に共犯者のバイクにGPSが取り付けられ

でいて、しかも自分も取り付けられているのではないかと思って車の下にもぐって見たらやはりGPSが取り付けられていた」と。「これはきっと大阪府警が付けたに違いない、なぜなら僕たちはいろんなところで事件を起こしたのだけど、行く先々に同じ、なにわナンバーの車がいつもいた。それでなぜだろう、なぜ自分たちの行き先が分かるのだろうかと思議に思っていて、もしかしたら自分たちの携帯電話の位置情報が把握されているのではないかとよく話もしていた。なのでそのGPSが取り付けられていたのを発見したとき、これは大阪府警がやったことだろうと僕は思いました」と。「だけど取り外してその辺に置いておいたら無くなっちゃっていたので、そのもの自体はないです。写真も撮ってないし番号も控えてないです」という話でした。「いくら警察だからといって、捜査だからといってこんなことまで出来るのですか」というふうに聞かれたのがきっかけでした。

私はこのことを聞かれたときGPSを使ったそういう捜査を警察がやっているということ自体全く知りませんでしたし、本当に警察がそんなことをしているのだろうかって半信半疑でした。なので「こんなことまで出来るのですか」とって聞かれたときに、その場ではちょっと答えられなくて、何となく直感ではダメなような気がするというか、令状を取らないとダメな気がするのだけど、でもちょっと分からないので次までに調べてきますと言って、その日は事務所に帰りました。それでちょっと調べてみたら、その年、平成25年8月の朝日新聞にこういう記事が出ていたのですね。「福岡地裁で覚せい剤取締法違反の事件で対象者、被告人の車に実は捜査段階でGPSを取り付けられていた、これはプライバシー侵害で令状がなければできない捜査ではないのかということとを弁護人が主張している」ということを報じていました。どんなに探してもこの記事しか見つからなかったもので、おそらく刑事裁判で令状のないGPS捜査の適法性を問題にしたのはこの福岡の覚せい剤取締法違反が初めてではないかと私は思います。私は早速この事件を担当している弁護人を調べて連絡を取って、どんな主張をされているのか、どんな立証を

されているのかという情報をいただいたりしたのですが、結局この事件では令状のないGPS捜査の適法性については判断がされませんでした。なぜならGPS捜査によって得られた証拠が裁判の証拠として請求されてなかったの、あえてGPS捜査の違法適法について判断する必要はないというふうに福岡地裁は言ったのです。なので刑事裁判で初めて主張されたこの事件では、判断がされなかったということになります。平成25年に私、この事件に出会いましたが、その前年にアメリカの最高裁でこの令状を取らないGPS捜査というのは憲法違反なのだという判決が出ていることを知りました。ジョーンズ判決[United States v. Jones, 565 U.S. 400 (2012)]というものです。私は不勉強でこのジョーンズ判決の存在について知ったのはこのときなのですが、GPS装置を自動車に装着してその動きを監視するという事は憲法で令状が必要とされている捜査にあたるのだということで、令状を取らなかったら違憲だと判断していました。その補足意見ではプライバシーの利益を侵害したことになると言っている裁判官もいました。

私は最初に東警察署で被疑者からこのGPSを付けられていたという話を打ち明けられてから、次の接見に行くまでにこのジョーンズ判決の件と福岡地裁で争われている件を知って、彼の言っていることは確かにそうなのかもしれないと、本当に大阪府警はそういう捜査をしていて、もしそうだとしたらこのジョーンズ判決が言っているように令状を取らないといけなかったかもしれないというふうに思いました。でも私は2回目に接見に行ったときに、その人に対して、2時間くらいものすごく時間をかけて本当に裁判で争うかどうかという相談をしました。それはまず彼が見つけたGPS端末というのはその辺に置いておいたら無くなっていたというので、結局本当に大阪府警が彼らの車にGPSを付けていたかどうかというのが分からないのです。何も証明されていない、彼が言っているだけだという状態でした。なので証拠開示の手続、検察官の手元にあるいろんな膨大な証拠を開示させて、本当にGPS捜査をしていたというなんらかの手掛かりを得ないといけないと思

いました。それをするには非常に時間がかかりますし、細かい話でいうと記録のコピー代とかもかかりますし、公判前整理手続という手続に付して裁判が始まるまでかなり長い時間がかかる、1年くらいかかるだろうと私は思いましたので、その間、彼の保釈は認められないかもしれないというリスクを説明しました。それから、もし大阪府警がGPS捜査をしていたということが明らかになったとしても、その時点では先例が一つもなかったので裁判所がどう判断するか全く分からないという状況でした。もしかしたら尾行や張り込みとそんなに変わらないということで令状を取らなくても適法だよと判断する可能性もありますし、もし違法だとしても、違法の程度にもグラデーションもあって、重大な違法というのと、違法は違法なのだけどそこまで重大ではないというのがあって、そこまで重大な違法ではないと判断されると証拠は排除されない可能性もあります。もし重大な違法があるとして証拠を排除されたとしても、彼は事件を起こしたこと自体は認めていましたので無罪になることはない、しかも無罪にならないどころが「おまえは反省してないのか」と言って刑が重くなることだってあるかもしれない。

それから一応、私の弁護士費用というのはひとまず置くとしても、さっき言ったように記録のコピー代とか、それからGPS捜査というのが令状なくできるのかどうかというのは日本では先例がなかったので、刑事訴訟法の学者に意見書を書いてもらったり、法廷で証言をしてもらったりする必要があると私は思ったので、そのお金はかかるだろうと。なので実費として少なくとも100万円くらいはかかるだろうと、それを出せますかということも言いました。これは別に自分がやりたくないからこんなにリスクを説明したのではなくて、やはり刑事事件ってあらかじめ出来る限り正確な見通しを伝えないと、あとから「いや、こんなはずじゃなかった」とか「先生、こう言ったのに違うじゃないか」とか信頼関係が崩れるような事態になりかねないのですね。なので、もし彼が争うと言うのだったらこういうリスクをよく理解した上で、それでもやるかどうかきちんと考えてくれということを最初に言

いました。そうしたら彼は、「それでもやってくれ」というふうに言ったので、非常に男気のある人だなと私は思いまして、それに対して私も男気で応えようと思って「あなたがそう言うのだったら、私もやりましょう」ということで始まりました。弁護士費用は、最初に普通の窃盗事件の着手金として20万円位もらったのですが、それだけです。大法廷判決に至るまで彼にももらった報酬はその最初の20万円だけ、あとは彼が本当に100万円位、用意してくれましたけど、それは全部実費でなくなりました。彼の男気に私が男気で応えたということで始まった事件でした。

そこから始まっていって、いろんなことが分かってはきたのですが、実は2006年に警察庁の中でこのGPS捜査に関するルールを決めていました。これが平成18年ですが、私がこの事件を担当したのが平成25年なので7年も前に通達が出ているんですね。それはどんなものかという、情報公開請求で出てきたものなのですが、「移動追跡装置を使用した捜査を任意処分として実施するにあたっては」と書いてありました。これはGPSの捜査のことなのですが、任意処分、つまり令状のいらない捜査だということを前提にルールを決めていました。「次に掲げる犯罪の捜査を行うにあたり」ということで対象犯罪を「あ」から「き」まで書いてあります。これは黒塗りになっていますけど、私たちが担当した連続して発生した窃盗の犯罪とか、それから福岡のような組織的に行われた覚せい剤取締法違反の事件など、おそらく組織的犯罪とか重大事件がここに書かれているのだと思います。次に「犯罪を構成するような行為を伴うことなく次に掲げるもののいずれかに取り付けること」と書いてあって「あ」のところには「被疑者の使用する車両」というふうに書いてありました。ですが実際には被疑者の使用する車両だけではなくて、被疑者の使用する「可能性のある」車両ということで被疑者の交際相手の車にまで付けられていました。「い」から「え」に関しては実際何が書かれているのか今も分かりません。車以外にどんなものにGPSを取り付けることを想定しているのかというのは未だに謎で、例えばカバンなんか

に付けられたら絶対に分かるでしょうし、靴とかに取り付けられても分かるし、履き替えることもあるでしょうし、車とかバイク以外の何に取り付けることを想定されているのだらうって今でも思っています。実は私はこの事件を担当してから被疑者に説明したように、まず証拠開示請求というのを何回もしたのです。大阪府警が実際に彼らの車にGPSを取り付けていた手掛かりを得るために何度も証拠開示請求をしたのですけれども、一切そのGPSを付けていたということを示すものが出てこなかったのです、何カ月もの間。それでそれは何故なのだろう、どうしてこんなにGPSに関するものが出てこないのだろうと思っていたら、実はその通達の最後に、「保秘の徹底」ということが定められていたのです。移動追跡装置を使用した捜査の具体的な実施状況等については、文書管理等を含め保秘を徹底するということを詳しく書いていました。この黒塗りの部分に何が書かれていたかというのは大法廷判決が出る直前くらいに東京地裁の裁判で明らかになったのですけれども、実はこういうことが書かれていました。「被疑者の取り調べでGPSを使ったことを明らかにしない、捜査書類にはGPSの存在を推理させるような記載をしない、事件広報の際はGPSを使用した捜査を実施したことを公にしない」ということが書かれていました。実際にこの通達が出されたのは平成18年で、私たちがこの事件を担当したのは平成25年で、その間ずっとこのGPS捜査というのは行われていたのに、一切社会に明るみに出ず、誰もこういうことを知らなかったのは、この保秘の徹底のせいだったわけです。捜査書類にGPSの捜査を推理させる記載をしないとなっていたので、私が何回も何回もその証拠開示請求というのをして、手持ちの証拠を出してもらうのだけれど、どこを見てもGPSのことが書いてないということの原因はここにあったということなのです。

そういう過程はあったのですが、付けていただろうということで、もうその前提で予定主張というのをしたときに、検察官が大阪府警の担当刑事を呼んで、「こういう捜査をしていたのか」というのを確認すると、「してい

ました」ということを認めたそうです。それで、公判前整理手続のなかで検察官が、大阪府警がGPSを使った捜査をしていたということをも認めたために令状のないGPS捜査の適法性ということについての議論が始まっていました。

この時点で私は弁護団をつくるのですけど、これは自分の同期、新62期の同期の弁護士4人と、同じ事務所の後輩の1人、全員で6人の弁護団なのですけど、このときで私たちは弁護士になって4年目とか5年目くらいだったので本当に刑事事件の経験も少なく、知識も足りなかったのです。けれども、やはりGPS捜査というのはこれまで刑法の授業でも習ったことがないような新しい論点でしたし、是非これに取り組んでみたいというふうに彼らも思ってくれたし、何しろこの事件はお金をもらえないので、ボランティアでやらなければいけないというのがあったので、誰にでも頼めるものではなかったのですね。それでこの同期たちとはずっと弁護士になってからも勉強会をしたりしていたので、「こういう事件が私のところに来ただけけれども、一緒にやってくれないか、お金は払えないけど」ということを言って、そうしたらやってくれるということで弁護団が結成されました。

この弁護団ができてから少しずつGPS捜査の実態が分かかっていきました。例えば大阪府警が実際にGPS端末を借りていた警備会社に対して、どういう契約条件で借りていたのかという照会をしたところ、例えばこのGPS端末、19台の端末が使われていたのですけど、それは契約された日というのはこの日ですというのが明らかにされて、その中で注目したのは平成18年の6月よりも前の日付が結構あるということなのです。警察庁の通達というのが出されたのが平成18年6月でしたので、それよりも前の日付、平成18年4月とか平成17年というのがたくさんあります。ここから分かるのは、警察というのは別に警察庁がこういう捜査をこういうルールで行いましょうという通達を内部で出すよりも前に、これは捜査に使えると思ったら使っていたのだということが分かります。それから同じようにその会社にこの事

件でどんな位置情報が取られていたのかということを知りたくて照会して入手した資料によると、これは測位日時とか、緯度・経度の数字で示されていて、その数字をある計算式に入れるとピンポイントで地図上に位置が示されるのですが、こういう記録として全部残っているわけなのですね。たとえば平成25年8月8日の23時台に位置情報を取得した時間を見てみると、00分、02分、03分、03分、04分、05分という感じで1分間に1回とか1分間に2回位置情報を取っている様子が分かります。これはまさに対象者を追いかけて位置情報を取っている。私たちが実際に実験したのですが、やはりこうやって頻繁に位置情報を取ると、そのピンポイントの位置だけではなくて、どの方向に向かっているのか、そういうことが行動として分かります。精度というところにも数字が並んでいますけど、これはGPSの衛星からの電波で位置を測定して、実際に車がいる位置との誤差がどの程度あるのかというのを示したもののようですが、割と50メートル以下であったりする場合もあって、ほぼ正確な位置が表示されているのだなということも分かりました。

このように少しずつ大阪府警が行っていたGPS捜査の実態というのが明らかになっていく中で、実は私たちの裁判よりも前に、バイクにGPSが取り付けられていた共犯者の公判で、先にこの令状のないGPS捜査の適法性について判断が出てしまいました。強制処分にはあたらないから令状を取らなくても適法だという判断が先に出てしまったのです。その理由を見てみるとGPSで得られる位置情報は正確なものではないとか、通常の張り込みや尾行と比較して、特にプライバシー侵害の程度は大きくないというふうに書かれていました。この事件は第7刑事部という大阪地裁の別の刑事部に係属していたのですが、同じ大阪地裁ですし、それに同じ事件の共犯者の裁判なのでやはり私たちの裁判に対する影響はあると思ったので、すごくショックだったのですね。だけどこの前提とする事実認定が明らかにおかしい、GPSで得られる位置情報が正確ではないとか、プライバシー侵害の程度が大きいというのはやはり前提事実として誤っていると思いました。

それで、私たちの裁判ではこの前提事実のところを変えれば違う評価が得られる、つまり強制処分に当たり令状を取らなければ違法だという判断が得られるだろうと思って、そのために何をしたらいいかというのを話し合っ
て実験をすることにしました。実際に私たちは大阪府警がGPSをレンタルしていたのと同じ警備会社からGPS端末を借りて、車を2台用意して1台にGPSを取り付けて、もう一台の車に私が乗り、自分のスマートフォンでGPS端末の位置情報を取りながら追いかける実験をすることにしました。

大阪の都島区というところにある大阪拘置所の建物の道路を挟んだ手前の駐車場に車を止めます。これを自分のスマートフォンで位置情報取得をしてみると、地図上、右側に大きな大阪拘置所の敷地があって、道路を挟んで川沿いのところに赤いマークが出ます。これが駐車場の場所で、実際に車を止めていた位置と5メートルくらいしか離れていないような場所に赤いマークが示されていました。このように周りが高い建物で囲まれていなくて、青空の下にいるというときが一番いい条件で位置が把握できるので、ピンポイントで位置情報が取得できました。また、立体駐車場ですけど、ちょっと分厚いコンクリートの壁で囲まれていて、外界と通じる窓が少しあるようなところでやってみると少しその精度に影響が出るということも分かりました。「人工衛星からの電波が届かない条件下にあるため、実際の位置と地図上のマークとは数百メートル程度の誤差が想定されます」というメッセージが出ます。GPSというのは衛星からの電波が届かない場合には携帯電話の基地局の電波を補完的に使って位置を検索しています。なので誤差がちょっと想定されますとは書いてあるのですけれども、この場所というのは地図の真ん中のベルファと書いてある商業施設の中の駐車場だったので、そんなにずれてないかなというところにマークが表示されていました。このあとGPSを取り付けた車は私に行き先を言わずに走行する形にしてもらって、私はGPSの位置情報だけで彼らを捕捉することができるのかという実験をしました。すると彼らは京都方面に向かって高速道路を走っていることが分かり、どんなに

高速で移動しても青空の下を走っている限りはピンポイントで位置情報が把握できるということが分かりました。ただ京都の大山崎というところの近くは大変トンネルが多くて、トンネルの中に入って電波が届きにくくなったりするとマークがちょっと高速道路からずれて、やはり誤差がでてしまいます。完全にトンネルの中に入ると電波が届かないと、「位置を検索できませんでした」というメッセージが出たりしました。そのあと京都市立病院というところの敷地の一番公道に近いところにマークが20分くらいあったので、行ってみるとピンポイントでその場所に車が止まっていました。それから、京都の東寺というお寺の敷地内にマークが表示されていて、ここは完全に私有地内でこの東寺を取り囲む公道上からは見えないのですが、GPSの位置情報であれば私有地の中にあってもピンポイントで位置が分かるのです。なので私たちが敷地の中に入っていったところ、やはり地図が示した位置に追いかけている車がありました。尾行や張り込みと違って、対象車のいる場所が公道からは見えない私有地の中であったとしても、GPSの電波が届く限りは場所が分かると。例えば実際に大阪府警が位置情報を把握していた場所としてラブホテルがありましたが、共犯者がこのラブホテルの駐車場の中に車を止めていたときに、大阪府警の警察官がその位置を実際に取得して、この中に入ってGPS端末のバッテリーを取り換えるということをしていました。ここはちょっと電波が届きにくい場所だとは思うのですが、それでもこの場所だということが把握できたと。ホテルの管理人の許可とかを得ずにこの中に入ってバッテリーを取り換えていた。私たちは実際に行って写真を撮って、それを証拠として裁判所に出すということをしました。

その結果、私たちが担当した事件では共犯者の裁判とは真逆の判断が出ました。GPSは高い精度の位置情報を取得することができる、大きなプライバシー侵害を伴う捜査である、なので令状が必要な強制処分であるという判断が出ました。ただ私たちの主張が全部認められたわけではなくて、では令状が必要だとしてどういう令状が必要なのか、という問題があるのですけれど

ど、私たちとしては例えば通信傍受みたいに通信傍受法という法律を新たに
つくって、それに基づく令状を取るというように、GPS についても新しい
技術を使った新しい捜査手法なので、法律をちゃんとつくってそれに基づいた
令状でやるべきだという主張をしていたのですが、その点は認められま
せんでした。検証令状という既存の令状でできるという判断がされました。
私たちがなぜそういう法律をつくるべきだと言ったかという、普通、令状つ
てよくドラマとかでも「令状、出ているぞ」と言って令状を見せてから逮捕
したりとか家宅捜索したりしますが、あれは原則として捜査をする前に令
状を見せないといけないというルールになっているからなのです。でもG
P S 捜査の場合は「今からおまえの車にGPS を取り付けるぞ」というふう
に最初に告知してしまったら何の意味もないので、やはりいろんな面で例外
的な捜査になってしまう。なので改めて法律をつくり、捜査を行うルールを
決めるべきなのだという主張をしていましたが、一審では認められませんでした。

被告人の男性の希望もあって、控訴をしたところ、やぶ蛇になってしまっ
たというか、大阪高裁は、「弁護人が言うような重大な違法はない」という非
常に中途半端な、明らかに大阪地裁の判断よりも後退した判断をしました。
違法だとか適法だとかはっきり言わずに、「弁護人が言うような重大な違法は
ない」というふうに言ったのです。そのころには全国各地の地裁・高裁で
このGPS 捜査について争われるような事態になっていて、適法と違法の判
断が真つ二つに分かれるという事態になっていました。なのでこの大阪高裁
の判断を確定させるわけにはいかないということで、被告人と相談して上告
することになりました。でも日本の裁判は三審制といって一審、二審、三審
と3回できるという建前になっていますけれども、最高裁が何か判断を示し
たりすることは、めったにありません。なので私たちは上告したものの、最
高裁が何らかの判断を示すということは余り期待していなかったというか、
きっと上告棄却という三下り半が出るだけなのだろうなと思っていました。

ところが上告趣意書を提出してから4カ月後、最高裁から「この事件を大法廷に回付して審理することにしました」という連絡がきました。異例のスピードだと思えますし、しかも小法廷ではなくて最高裁の裁判官全員、15人全員で判断する大法廷に回付されるというのは異例中の異例のことだと思うのですが、おそらく、このように地裁で判断が分かれている、高裁レベルでも判断が分かれているという問題なので、早く統一的な見解を最高裁が出さなければ今後の捜査の現場に影響が大きいだろうということで、判断を示すことにしたのではないかなというふうに思っています。それで平成29年の2月22日に、最高裁の大法廷で弁論が開かれることになりました。今日、お配りしたレジュメの中に「GPS事件弁論要旨、平成29年2月22日」というのが含まれておりますが、これがこの日に私たちが裁判官15人に対して訴えた内容になります。私たちは本当にこんな最高裁の大法廷まで行くとは全く思っていなかったので、一体この大舞台で何を私たちは言えればいいのだろうということで、かなり悩みました。

結局どういう方針で臨んだかということ、誰が聞いても、中学生が聞いても分かるような内容で話そう、書いてきた紙を見ながら読み上げるのではなくて、きちんと言うべきことを頭の中に入れて、裁判官の目を見て訴えようということ、そして傍聴席のたくさんの人たちが耳だけで聞いて分かるような内容の話をしようということで、この弁論を考えて作りました。最後のところでは「権力の暴走を許し、権力が国民を監視する社会を選ぶのか、それとも個人が強くなるためのプライバシーを大切にする社会を選ぶのか、この裁判が一つの分岐点になるでしょう。10年後、20年後に私たちがこの裁判を振り返ったとき、正しかったと思えるような判断をしていただきたいと思っています。私たちの子孫がこの裁判のことを知ったときに、私たちが憎むのではなく感謝してくれるような判断になることを願っています」というふうに締めくくりました。

その結果、最高裁は令状を取らないGPS捜査は違法であると、そういう

判断をして、しかも現行法に規定されている令状でGPS捜査を行うことには疑義がある、新しい立法をすることが望ましいのだ、という非常に踏み込んだ判断をしました。私たちは令状を取らないGPS捜査が違法だ、というところまではある程度想定していたのですけれども、この現行の令状でできないというところにまで踏み込むとは思っていなかったので、非常に驚きました。また最高裁はこの判決の中で、憲法35条について、これは「住居、書類及び所持品について侵入、搜索及び押収を受けることのない権利」というものを規定しているものなのですけれども、この規定の保障対象には、住居、書類及び所持品に限らず、これらに準ずる私的領域に侵入されることのない権利が含まれるのだ、という新しい解釈を示したというところは、とても重要な意義があると思います。

私がこの事件に取り組んで一番、嬉しかったことは、弁護士になってまだ日も浅く経験も知識も乏しい私たちが、全員ロースクール出身なのですけれども、ロースクール時代の先生に相談したり、その先生方から紹介していただいた別の法科大学院の先生に相談したり、意見書を書いてもらったり、また、私たちの主張を認めてもらうのにどうしたらいいのだろうというのをみんなで話し合っ、それで「実験しよう」となって、みんなで車を出して実験をしたりとか、そういう、先例もない事件で、何にもとられずに憲法とか刑事訴訟法の基本書とか過去の最高裁判例とか、そういう基本に立ち返ってみんなで勉強して取り組んで、それでこういう結果を得ることができたというのが一番、嬉しかったです。私たちそれぞれにとっても、すごく勇気づけられたし、先例がなかったり、若手弁護士ばかりで取り組んでも、結果を出すことができるのだというふうに思うことができました。ということで私の今日のこの1部は終わります。

★司会者

亀石先生、ありがとうございました。このGPS捜査に関する最高裁判所

の判断というのは、刑事訴訟法の研究者から見て非常に関心があるテーマについてのものでして、近時の刑事裁判に関する最高裁判所の判断の中では、間違いなく最重要なものの一つであると考えております。今回、亀石先生から実際に事件に弁護人として関わられた立場を踏まえて、貴重なご講演をいただきました。ありがとうございました。

続きまして二人目のご講演を始めさせていただきます。次にお話しいただく広島弁護士会の久保豊年先生をご紹介します。久保豊年先生は大学を卒業後、司法試験に合格され、平成元年に弁護士登録、現在、上八丁堀法律事務所にも所属されています。2008年から2017年3月までは本学の法科大学院で教授を務められ、刑法、刑事訴訟法分野の科目を担当されました。2010年のマツダ工場暴走事件、2012年の広島元アナウンサー窃盗被告事件など、広島では皆さんも聞かれたことがある事件もこれまでに多く担当されています。それでは久保先生、よろしくお願い致します。

★久保豊年氏(上八丁堀法律事務所・弁護士)

皆さん、こんにちは。よくこの晴れた日に、この廣大ホームカミングデーに、また堅い話を聞きにお出でいただきましてありがとうございます。昨日、僕は広島平和マラソンを5キロ走りまして体がボロボロですけども、そのあとカープがですね、あれジョンソン、失投ではなかったですかね。あのホームランね、その前もスクイズだしね。非常に落胆しておりますけれども気を取り直してお話をしたいと思います。昨日の感情と非常に似ているのですよ、この煙石博さんの事件は。広島高等裁判所で判決があったのですが、判決をもらったときの瞬間が。カープと比べてはちょっとマズイかもしれないですけど、重大性は違うけども非常に感情的に似ているのですよ。あのとき僕が思ったのは、「ああ、やはりか」と、「やはり、ソフトバンク強かったな」と。この感情「やはり裁判所はそう見るのだな」という感情と、それから「え？俺、何かミスしたな」と「やることをやったやん」と「高等裁判所で頑張ったと

思うよ」と「あのフォアボールが悪かったな、やはり」というようなことですね、その辺りが入り交じっているのが、あのときの僕の正直な感想です。ちょっとカーブと比較してごめんね、煙石さん。

そのくらい裁判所の判断というのは、皆さんの想像を絶するほどおかしいのです。これは今から紹介しますね。今日、配布している「最高裁逆転無罪」というレジュメがあると思います。これはちょっと時系列で並べていますから、皆さんはほとんどご存知の事件だと思しますので読んでいただきながら話を聞いてください。私の時間は55分くらいしかないのですね。

我が国の刑事裁判の捜査から始まる刑事裁判システムのおかしさを是非ご理解いただきたいと思います。一点目、煙石さんは防犯カメラの映像で捕まったのですよ、他にないです、何も。封筒から指紋が出ているわけでもないし、盗ったところを見た目撃者がいるわけでもないです。煙石さんが捕まった唯一の原因は銀行の中に設置してあった、これは粗い非常に精度が悪い防犯カメラの映像のみです。他に何もありません。

では防犯カメラの映像は逮捕のとき、もしくは勾留のとき、これは開示されるのかという問題。これね、お話しするといわゆる一般の方は非常にビックリされるけれども、実は起訴されるまで、裁判にされるまで、本人もそうですけど、弁護人にも一切開示されないのですよ。おかしいでしょう？ 警察が唯一これが証拠だと言っているもの、煙石さんには、「これ、防犯カメラにお前が写っているのだぞ、認めろ」と言っていた証拠は、煙石さんにも開示されないし、見せてくれないですよ。それから我々弁護人にも一切見せてくれないですよ。これはこの事件だけではないのですよ、全ての事件がそうなのです。あの証拠は税金で集めているのですよ。だから広島銀行大河支店という、これは別に銀行は悪くないですけど、そこに警察が行って、防犯カメラの映像を提出してもらって、それを証拠にしているのです。では、我々弁護人が広島銀行に行って「あの証拠を出してくれ」と、そうしたら出しません。なぜか？ 銀行はお客様のプライバシーを守る義務があるから。警察

には出すのですよ、捜査だから。彼らには捜査権限があるから、さっきGPSとか出しましたが、令状があればその映像は差し押さえできるのです。でも弁護人はできないのですよ、実際。我々弁護人は何の権力もないのです。だから捜査段階で警察が「防犯カメラに映像が写っているよ」と言っている、それについて「本当ですかね」と。例えば煙石さんが留置場で僕に聞いてくるとしますよね、「本当に写っているのですかね」と。さあ、僕もよく分かりません。だって僕にも見せてくれない。これって公平ですか。これが我が国の刑事裁判の現実ですよ。これをまず知っていただきたい。

では他の国はどうか、中国とか北朝鮮とかそういうところはちょっと比較になりませんがね。例えば先進国、EU諸国はどうかというと、これは勾留段階、逮捕して勾留の段階ですね。つまり日本で言えば10日間の勾留をされますけども、その段階で勾留のために集めた証拠というのは弁護人に開示しなくては行けない。弁護人としてはその証拠を見て反論の機会を与えられるそうですね、これは当たり前のことなのです。アメリカにおいても一定程度の証拠開示というのは認められていますし、むしろ警察、検察というのは証拠を開示して、「こんな証拠があるのだから認めなさい」と、「だから司法取引しましょう」と。バーゲニング(bargaining)と言いますけどね。「もうこれがあるからいいでしょう」と。「煙石さん、これ証拠があるのですから、防犯カメラに写っているのですから、もうこれは認めて罰金で終わらしましょう」というようなことを取引するためにも見せるわけです。我が国は見せない、一切、見せる義務がないのです。これをどうやって弁護するのですか。

煙石さんは逮捕されました。逮捕というのは基本的には警察は報道機関に、記者クラブのほうに逮捕情報を出します。そうすると報道機関は「え？あの有名な元アナウンサー、煙石博さんが逮捕されました」と一斉に報道します。皆さんは「あ、あの私の煙石さんも悪いことをするのだな」と、このように思われますよね、それは当たり前のことです。それで私は報道することが悪いと言っているわけではない。秘密裏に何か行われること、GPSとかそ

うですしね。逮捕も秘密裏に行われてはいけないから、きちんと報道することは自由だと思うね。だけれども同時に、逮捕された、ではその証拠はこういうものがある、弁護人に開示する、弁護人はこれを見たらこういう反論があるというのも一緒に報道してくださいと。それで初めて公正な報道ではないですか。あのね、皆さん。広島で起きた、ペルー人に小学校1年生の女の子が殺害された事件、ご記憶にあるかと思うのですが、あそこで僕は実験をしたのです。今まで弁護人というのはカメラの前に出て、「これはこうだ」とか「いや、そんなことは言っていない」とか「やってない」とかというようなことは言わないというのが、我々弁護士のいわゆる刑事弁護であって、オーソリティが言っていない、メディアに対しては何も言っていないのだと。言ったことは不利に使われるかもしれないし、あとから覆せなくなるかもしれないから言っていないのだと、そういう教育を受けていました。でも僕はあえてやったのです。当時、ペルー人が逮捕されて、それで僕は当番弁護士で行って、その夜です。警察署の玄関前で記者会見をやりました。記者会見といっても、要はぶら下がりの会見の延長ですけど、全国放送のテレビで20台くらい並びましたよ。当時のニュースステーションか何かで冒頭15分、この僕の会見が出ましたけど前代未聞ですよ。弁護士会は大ブーイングですよ。今はもう仲がいいですけど、特に東京のほうのオーソリティでやっている弁護士数名は「何をやっているのだ、あいつは」と。「守秘義務は大丈夫か、あんなことをやって裁判は持つのか」というような批判はありました。

僕はあえてやったのですよ。というのは、よく考えてください、裁判で有罪、無罪なんて煙石さん、5年かかっているのですよ。結局。最高裁、逆転無罪、5年かかっているのです。そんなことはある意味どうでもいいのですよ、本当は。「逮捕された」というこの情報なのです、問題は。逮捕されたときにきちんと反論してほしいのですよね、やはり。「私はやってないのだ」ということを反論してもらいたいと思うのですよ。だってその汚染された情報がずっと流されるわけだから。そうでしょう。今はインターネットの時代です。

それで最高裁の逆転無罪が出るまでは、「煙石博」と打つと煙石さんの逮捕のニュースがトップになりました。今は最高裁の逆転無罪がきていますから名誉は完全に回復されていますけども、それまでずっと逮捕情報ですよ、これ一審有罪、二審有罪と。僕、こんなことでは全く公平な裁判にならないと思います。

煙石さんの事件は是非、僕は裁判員裁判でやってほしかったなと思うのですね。一審の裁判官はこういう判断をしているのですよ。映像、つまり防犯カメラの映像に煙石さんが現金を盗ったとか、封筒に触ったとかいう場面は写っていません。しかし盗ったとしても矛盾しないと言っているのですよ。これね、何でかという、こういうことなのです。銀行に行ったら記帳台がありましてね、ここに最初に来たのはこの女性、封筒を置き忘れた女性が来ました。これは防犯カメラに写っているのですよ。次に来たのが煙石さんなのです。その次は広島銀行の警備員さんが来たのです。この警備員さんは何をしたかという、この封筒を「あ、置き忘れたものだ」と思って、窓口の女の子にこれを渡しているのですよ。これ、ちゃんと写っているのですよ、この場でね。つまりこの記帳台に近付いたのはこの三人だけなのです。「この人は封筒を忘れました。この人は持ち上げました。このときに封筒にはお金が入っていませんでした。盗ったのは煙石さんに違いない」と。これが一審と二審の裁判官の発想なのです。これおかしいと思いませんか？つまり証拠はいらぬということなのです。消去法です。つまりこの人でもないし、この人でもないから、これに違いないと言っている。

では本当に封筒には最初からお金が入っていたのですかと。これはね、この置き忘れた女性とそのお母さんが「うちは間違いなく入れました」と証言しているだけなのです。どこかから出して来たとか、それを入れたのを目撃した人がいるとか、その前に確かに入っているのを誰かが見ているとか無いのですよ。この二人が証言している。これは裏を取っていないです。「私、入れました」「私も確認しました」と言っているだけです。なのに、これを入っ

ているともう確定的に考えて、入っているのだったら煙石さんしか可能性がないではないかという。これは裁判ではないですよ。証拠といっても証拠がないのですよ、これ。結局、防犯カメラの映像には封筒さえも写ってないのですよ。全く封筒らしきものも写ってないので、そのくらい精度が悪いのですね。だから、もちろん煙石さんが触った場面も写っていません。そして、煙石さんがこれを盗った場面とか、封筒から現金を出している場面とか全く何も写っていません。つまり防犯カメラの映像が証明しているのは、この三人しか記帳台に近づいてないということなのです。これだけなのです。これが二審までの法廷です。

我々、弁護人が何をしたかという、「では、鑑定しよう」ということで、この女性がこの中で手が動いている範囲をプロットしていったのです。「あ、ここも動いたな、ここ」と。次、煙石さんの手が動いている範囲、これもずっとプロットしていったのです。これは重なっていないのです。この人が封筒を置いたのであれば、その手指の位置と煙石さんの手指の位置が一瞬でも重なっているはずでしょう。でも重なってないのですよ。「やった」と。「鑑定書をこれは出せる」それで提出しました。防犯カメラの映像を非常に鮮明化しました。これについては、一審の段階で検察官に「もっと鮮明化してくれ、我が国は科学捜査研究所とって優秀な鑑定機関があるのだから、そちらで鮮明化してくれ」と言ったら、科学捜査研究所の回答が「できない」と。実際は民間の鑑定機関でも鮮明化できているでしょう。だから嘘つきなのですよ、警察は嘘をつきます。実際、検察も嘘をつきます。科学捜査研究所も嘘をつきます。いいですか、嘘つきばかりですよ。これは信用してはいけません、絶対。

僕はもし皆さんが警察に捕まったら黙秘をお勧めします。「久保先生とか亀石先生を呼んでくれ、来るまで絶対喋らない」と。本当にそうですよ。やったかやってないか、どうでもいいのですよ。黙秘をしてください。信用しないでください。僕が何十件もやってきましたからね、みんなおっしゃるので

すよ、「あんなに警察が嘘をつくとは思いませんでした」と。そうでしょう、嘘つきですよ。彼らはどっちを向いているかという、皆さんのほうに向いているわけではない、警察庁を見ているのです、東京の警察庁、あっちの組織なのです。組織の体面を守るためだったら、もうそんな人権はどうでもいいのですよ。証拠はポイするし、偽造するし、やっているのですよ、実際ね。平気ですよ、本当に。信用しないでください。彼らは何でそこまでやるかという組織が守ってくれるから。退職してもどこか警備会社に採用されたり、どこかの総会担当の企業や信号機をつくる会社に入ったり。そういうことですよ。皆さんのことを考えてはいないです、決して。近所の交番の警察官は違いますけどね。そうではなくて、組織的な話でいうと、皆さんのほうには向いてないということを、きちんと理解していただきたいと思います。それをそのまま信用していくのが裁判官の習性です。そのほうが楽だから。それで99.9%有罪になるから、今までね。自分がまさか0.1にあたっていると思っていないのですよ、だからそっちを出しているほうが楽ということなのです。それが99.9の奇跡ということでございます。

もう一点、お話しておきたいのは無罪を争うということの厳しさなのです。煙石さんは5年近くかかっている。こういう事件って認めてしまえば、せいぜい窃盗の罰金です。前科はないですから、うまくすれば不起訴ですよ、起訴もされません。つまり前科もつかないのですよ、認めてしまえば。これは実は検察官が、我々の仲間の検察官が、煙石さんにこう勧めているのです。「やったかやらないかはもういい、10万円で示談したらいいではないか」と。何を言っているのでしょうか、恥ずかしいですね。今日は、法曹養成がテーマですけど、こういう法曹を育ててはいけませんよ。でもこういうことをやっているのです。次に何をやったかという「ではおまえの家族に防犯カメラの映像を見せるから、それから考えろ」と言って奥さんと息子さんを呼んで、それで防犯カメラの映像を見せるのかといたら、説明をしただけなのです。どういう説明をしたかという「ご主人は残念ながら全部撮られて

いるのですよ、カメラに写っているのですよ」と、こういう説明をしているのです。奥さんと息子さんも警察なんか初めてですから、それは信用しますよね。「あ、そうですか、やはり主人がやったのですか」と。こうなりますよね。そして奥さんと息子さんが警察署の留置場で煙石さんと面会して、それで「あなた、もう認めたほうが良いんじゃないですか」と。こうなるのですよね。ひどいでしょう、検事って。これが我が国の刑事裁判の実態なのです。

そして、あれだけ戦って鑑定費用もかなりかかっていますよ、民間の鑑定機関ですからね。それから僕らが動くのは日当がかかりますので、弁護士費用もかかっています。大体5年間で1千万円近く使われています。それで裁判所が最高裁判所にその費用の請求をしました。煙石さん、28日間留置場に勾留されました。これの補償が28万円です。たった28万円です。普通に働いていたら、サラリーマン人生が絶たれたかもしれないこの勾留の期間の補償が28万円ですよ。そして自分が払った弁護士費用とか日当であるとか鑑定費用であるとか、こういう何百万円の金額の賠償が約200万円。どうですかね、やりますか、これ？普通の人だったら罪を認めて罰金で収まったほうが勾留もされないしという話になるのではないのでしょうか。これが冤罪ということなのです。だから数限りなく冤罪はあります。これは本当に一例なのです。そして、煙石さんは自白も何もしてないし、本当に頑張ったから勝ち取れたのですけど、多くの人はこれ無理です。

もう一つおかしい点をお話しします。ペルー人に「先生、よく面会に来てください」と言われたのですよ。毎日面会に行っていましたからね。でも、「よく来てくれていますけど、あなたは結局、私のために何ができるのですか」と、こう言われたのです。「例えば、取り調べのときに、あなたはいないよね」と。そうなのですよ、入れないのですよ。日本は取調室に弁護人を入れてくれないので、取り調べに立ち会えないのです。おかしくないと思いませんか。これは、世界の先進国で日本だけですよ。いいですか、被疑者は素人ですよ。素人が玄人の刑事から入れ代わり立ち代わり取調をやられてい

るときに、あなたの弁護人が横にいられないのですよ。こんな野蛮な国があります？ないです。日本だけなのです。EUもアメリカもみんな入れて、「これは答えなくていい」とか「黙秘しましょう」とか、アドバイスするのが当たり前なのです。日本は何ですか、取調室に押し込んで、みんなで寄ってたかって自白を取るというのが日本の刑事裁判であり、非常に野蛮なシステムだということを是非、今日ご理解いただければ私の望外の幸せでございます、ありがとうございました。

★司会者

久保先生、ありがとうございました。最高裁判所において逆転の無罪判決を勝ち取るのがいかに難しいのかということ、さらには日本の刑事裁判のシステムにおける問題意識についても言及していただいたご講演でした。ありがとうございました。

以上で、第1部の講演会を終了させていただきます。

<第2部・パネルディスカッション>

★司会者

お待たせ致しました。それでは第2部のパネルディスカッション「法曹養成の鍵―弁護士の着想力、創造力と交渉力―」を始めさせていただきます。コーディネーターは第1部に続きまして私、堀田が務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。本日のパネリストをご紹介します。ご来場の皆さまから向かいまして左側から久保豊年先生、亀石倫子先生、そして第2部パネルディスカッションから加わっていただきます、本学法務研究科教員の新井誠先生です。お三方、どうぞよろしく願い致します。

今回のテーマですけれども、弁護士の着想力、創造力と交渉力ということで文字を見る限りは非常に重要なものなのかなと思うのですが、実際に弁護

士として関わっておられる事件等を踏まえまして、もう少し着想力や創造力や交渉力というものが必要になるような場面をお話しいただくことによって、会場の皆さまとイメージを共有したいと考えております。ご講演の順番どおりということで亀石先生に伺いたいのですけれども、現在関わっておられる事件等の中から弁護士として着想力や創造力、交渉力等が必要になったものにつきまして、お話しいただけますでしょうか。

★亀石倫子氏

私が弁護士3年目に出会った事件なのですが、大阪のクラブ、女性がお酌してくれるクラブではなくて、真っ暗なところでミラーボールが回っていて、大きな音で音楽が鳴ってみんなが踊ったりするクラブのほうですね、これが当時の風俗営業法で風俗営業にあたりとされました。設備を設けて客にダンスをさせ、飲食をさせる営業は風俗営業にあたりという条文になっていまして、大阪府警がこれをクラブに形式的に適用したわけです。風俗営業をするには公安委員会の許可を取らないといけないのですが、その許可を取っていないということで、たくさんクラブを摘発するということがあったのですね。クラブのほうも、あえて取っていなかったわけではなくて、その許可を取るためにはいろんな条件を満たさなければいけなくて、例えば、ダンスフロアの面積がこれくらい広くないといけないとか、いろんなハードルがあるので、小箱と言われる小さなクラブだとそのフロアの面積の条件を満たさないところがたくさんあって、公安委員会の許可を取っていないクラブがたくさんあったのです。そこを大阪とか京都の警察が、次々に摘発していくという状況がありました。

この事件も、弁護士になって10年以下の若手の弁護士たちで弁護団をつくって取り組んだ事件だったのですね。この「風俗営業」というのは何かいかがわしい、国に許可してもらわないとできないような営業というイメージがあったし、性風俗みたいなものを想起させる、そういうイメージとこのクラブというものの営業実態というのはかなりかけ離れているように私は思い

ました。それで、法的にどうこうというよりも前に、何か直感的に「変」というか、そういうのがまずあって、そこから「ではどうやったらこのクラブは風俗営業ではないということが言えるのか」という、あとから理屈を考えていくというような感じだったのですね。この風俗営業法ができたのが昭和23年だったのですが、私はその当時の社会というのはどんな社会だったのかというのを調べ始めました。古本屋さんに行って、絶版になっている本とかも買ったりして、当時の社会がどんな社会で、まだ売春防止法ができてなくて、当時ダンスホールでアメリカの兵隊さんを相手に日本の女性がチークダンスとかを踊って、それが売春の温床になっていたという社会的な背景があることを知ったりとか、当時の性風俗犯罪とはどういうものだったのかとか。あと古本屋さんで見つけたのでついでに買ったのですが「戦後の警察史」とか「性の裁判記録」とか、大阪府の警察の歴史とか、昭和の大阪市の歴史とか、こんなのあるんだ、みたいな本とかもいろいろ見つけました。こういうものを見ると昭和23年頃に大阪の街でどんなダンスホールが営業されていて、どれくらいの女性が働いていて、どんなふうに売春の温床になっていたという状況があったのかということが分かったりしました。それでこういう時代に作られたダンス規制法というのが今の時代のクラブに当てはまらないだろうと。これだけ社会が変わっているのだから当てはまらないだろうということが言えるのではないかと思って、調べたのです。それから昭和23年に風営法がつくられた当時の国会の会議録を調べて、どんな議論があって法律ができたのか、それを調べると何を目的としてこの法律ができたとか、当時の立法事実が何だったのかというのが分かるわけですね。そういうふうにして、「だから今のクラブに当てはめるのはおかしいでしょう」と言うための根拠を探していました。

あと、この裁判をやっていた当時、クラブがどんどん摘発されて、クラブで遊ぶのが好きな人とか音楽が好きな人、ダンスが好きな人、あと無名時代にクラブで活動していて、その後メジャーになったアーティストとか、いろ

んな人が「こんな摘発、おかしいだろう」と言っていたのですね。そういう世論みたいなものをこの裁判に巻き込んでいこうということで、例えば、この裁判を開く期日のチラシを、クラブイベントを告知したりするフライヤーというものと同じようにハガキ大のポストカードでつくって、いろんな飲食店とか美容室とかカフェに置いてもらったり、たくさんの人に傍聴に来てもらって傍聴席を満席にしようという試みであったりとか。あと、この裁判に、実は新井先生が憲法学者として意見書を書いてくださり法廷でも証言をしてくださったのですけれども、他にもいろんな学者の先生を巻き込みました。憲法だったら新井先生、あと刑法の京都大学の高山佳奈子先生とかを巻き込んで、「何が問題なのか」というのを、このクラブでシンポジウムを開いたりして、それをインターネットで中継したりとか。あと、初公判のときの弁護人の冒頭陳述を、別途録画してユーチューブで公開したりもしました。初公判に来られなかった人も2回目、3回目に法廷に足を運んでもらうための工夫です。この事件は無事に一審で無罪判決となり控訴審も無罪が維持されて、最高裁で一昨年でしたか、確定をしたということになります。風営法も改正されて、一応ダンスに着目した条文はなくなったという経過をたどりました。

着想力というところは、何か直感的におかしいよねというところから始まり、それをどうやって法的に理論構成していけばいいかについては学者の先生に相談したりとか、ロースクール時代みたいにみんなでディスカッションをしたりして、後からつくっていくというところでしょうか。交渉力というところでいくと、やはり私たちはロースクール世代なので、学者の先生とは距離が比較的近いというのもあって、先生方の助けを借りたりとか。あと、ある先生から別の先生を紹介してもらったりして、「この分野の研究をしている新井先生を紹介してあげるよ」ということで新井先生と出会うことができたりして、そうやって取り組んでいった事件でした。

あと、今、私がやっている事件でタトゥー、入れ墨の彫り師さんが医師免許を持っていないから違法だと言われている事件を大阪でやっているのです

が、この事件に関しても全然弁護費用をもらえてない。GPSの事件やクラブの事件もそうなのですが、被告人とされた方から弁護団全員の弁護費用を支払ってもらうということは、やはり難しい。何百万円とか1千万円とかもらえるような環境にはないのだけれど、でも記録の謄写費用とかいろいろな調査にかかる費用、学者の先生たちに協力してもらうためにもお金が必要です。

そこでどうしたらいいのだろうと思って、いろいろ調べていたときに社会正義のための訴訟費用をクラウドファンディングで募る Crowd Justice というプラットフォームがあるということを知ったのです。去年の9月に私は知ったのですが、イギリスで始まってアメリカに進出しているところなのですけど、そういう社会正義のための裁判の費用をインターネットで広く社会から集める仕組みなのです。クラブの事件もそうだし、GPSもタトゥーの事件もやはり弁護士が手弁当で取り組むのに限界があるというか、今の弁護士業界は弁護士が増えて食べていくのも大変みたいな状況がある中で、「なかなかお金にならない、けど大事」という事件に取り組むための経済的な余力がないという問題を何とかできないのかなとずっと考えていました。それでこれを見て「あ、そうだ、これいいじゃん」と思ってクラウドファンディングで寄付を集めようと思ったのです。そのときに、たまたま日本に CAMPFIRE というクラウドファンディングのプラットフォームがあるので、そこの経営者の家入一真さんという方がある東京の弁護士から紹介してもらって、「実は日本ではこういう裁判費用をクラウドファンディングで集めるという取り組みが今まで全然なかったのだけれども、是非やりたい」ということを言ったら、応援してくれるということで初めてやってみたのです。そうしたら目標が300万円だったのですけれども、その目標を超える寄付をいただいて。今まだこの裁判をやっているところですけど、いただいた寄付を実費にあてながら続けさせていただいているという状況です。やはりこういう社会的な意義のある事件をやっていく上で、社会の関心だったり、

世論とか裁判所の判断を動かすためにも、すごく工夫が必要だなと思っているとあります。例えば私はこの裁判の活動以外にも、こんなふうに「タトゥー裁判をあきらめない!」というフェイスブックページを作って告知をしたりとか、いろんな情報発信をしたり、それからツイッターのアカウントもつくって「是非、傍聴に来てください」、「こんな判決が出ました」とか「クラウドファンディングをやっています」というようなことを積極的に社会に対してアピールしたりということもしています。取りあえず具体例としてはこんなところですよ。

★司会者

ありがとうございました。まず着想力につきましては、細かい理屈が先に来るのではなく、結論として「これはおかしいのではないか、どうなのか」というところが出発点になるというお話だったと思います。また交渉力につきましては、研究者の方々など様々な方を巻き込んで議論をどんどん詰めていくというお話がございました。創造力につきましては、先ほどスライドで出してくださいましたけれども、最後の資金集めをする際にクラウドファンディングを利用するといった形で今回のテーマに関わってくるというお話だったと思います。交渉力のところで、研究者の方を巻き込んでというお話がありましたけれども、それに関しまして、亀石先生が関わっていらしゃった事件に新井先生が証言をされたというお話もありましたので、新井先生からも今のお話について何か補足、コメント等がございましたらお願いいたします。

★新井誠氏（広島大学大学院法務研究科教授）

ご紹介いただきました新井と申します。広島大学で憲法を担当しております。亀石先生と最初に知り合ったのが、先ほどご紹介いただいたクラブの裁判、「NOON 裁判」においてです。当時、私は、「性風俗と法秩序」研究会というのを前の勤務大学のメンバーとしており、そちらで実施すべき研究テーマとしていろいろ考えていたところ、このテーマにあたりました。そして、「ど

うにか同弁護団の方々にお会いできないかな」ということを考えていました。そこで、これもまた偶然ですが、間に入った別の憲法学者－広島大学法学部出身－にご紹介いただき、こちらの弁護団会議に参加させていただいたり、インタビューをさせていただいたりしました。

今回のお話を聞いて、やはり面白いと思うのは、次のようなことです。研究者はその話を1度聞いただけでは、どこに勝ち筋があるのだろうかということをやはり考えてしまいます。つまり、論理的整合性を重視しなければいけないということで、どちらかという憲法学は、一定の理論的構造物みたいな性格をもつので、余り変なことを言うてはいけなだろうということを感じたりします。ところが、実際に弁護団の方々と接すると、憲法学の中では余り出てこない言葉が出てきました。最初に私が、「面白いな」と思ったのは、表現をする場としての「ゆりかごとしてのクラブ」というものでした。この言葉を聞いて、「何だろう、それは憲法学においてどこに位置付けることができるのだろうか」といったことを思いながら、話を聞きました。

弁護士さんは、当然ですが法的な専門性がある、法的論理力が非常に要求されると思います。しかし、特に若い先生方ですと、その初期の頃はいろいろと挑戦してみようという傾向があります。これは、新しい法科大学院システムの一つのメリットだと思うのですが、いろいろな方々がロースクールを目指すようになりました。亀石先生も、元々、英文学をご専攻されていたわけですから、ご本人がダンスをやっているような弁護士さんもありました。本当にいろいろな方が、法律家を目指すのだなと思いつつ、とりわけ若い先生方は、従来の憲法の構造にとらわれない議論を展開してくる点はとても面白いことです。一つの着想力として、こういった自由なところから何か見出していき、追って削っていくという申せばよいでしょうか。理論的に構築していく楽しさがあったと思い、私はこちらで非常に学ばせてもらったという経験があります。

★司会者

新井先生、ありがとうございます。従来の憲法の構造にとらわれない自由な発想というもの、それがまさに着想力というものにつながるというお話でした。すみません、久保先生にはもう少しお待ちいただきまして、亀石先生にまた私から伺いたいのですけれども、その自由な発想、従来の構造にとらわれないという着想力というのを磨くうえで原点になったようなご経験、あるいは体験といったものがもしありましたらお話しいただけますでしょうか。

★亀石倫子氏

結構、私が取り組んできた事件はロースクール出身者で若手ばかりでチームを組んできたというのが多いのですが、このクラブの弁護団ですと、新井先生もおっしゃったようにずっとブレイクダンスをやっていて、世界2位を取ったことがあるという弁護士がこの中に入っていたりしました。あと、このGPSの事件の弁護団は全部で6人でやりましたが、6人中4人は学部が法学部ではないのですね。歴史を学んでいた人、哲学、私はアメリカ文学という感じで法学部出身ではない人が4人もいます。それでロースクールを経由して弁護士になっているというので、ずっと法律ばかり勉強していたということではなくて、そういういろんなバックグラウンドで割と着目するところが人と違ったりとか、私も、ずっと子どものころから本を読むのが好きで、ものごとの本質って何なのだろうって考えるのが好きだったりして、法律の理屈は後から考えるみたいなところがあったりするのですが、そういうのって大事ではないかなと私は思っています。もちろん試験に受からなければいけないので法律の勉強が一番大事ではあるのだけど、それ以外の経験とか多様な背景みたいなものを持った人たちが法律家になり、それでチームを作って取り組むと色々な面白い発想が出てくると感じています。

★司会者

ありがとうございます。多様な背景を持った人が法律家を目指すことにつきまして、現在の法曹養成制度では法科大学院が中心的な役割を担うとい

うかたちになっておりますけれども、法科大学院において、学生の皆さんがどういったことを学ばなければならないのかを、後ほど議論させていただきたいと思います。すみません、久保先生、お待たせいたしました。最初のテーマに戻りますけれども、弁護士の着想力、創造力や交渉力が必要となる場面について何かご自身の経験でお話をいただけますでしょうか。

★久保豊年氏

弁護士は基本的な使命はクライアントのためにベストを尽くすというのが使命です。従って何とかならないかと常に考えているわけですね。通常はダメだなと思って、ちょっと待てよと、何かいい手がないかなと常に考えているというのが弁護士だと思います。そういう意味では着想力というのは非常に重要だし、それから自分だけで考えるのではなくて、やはりいろんな人に意見を聞いてくるとか。僕も弁護団事件を何件もやりましたけれども、やはり若い人の意見というのは非常に参考になるので、僕は弁護団長でやりますけれども、基本的に若い人にいろいろ意見を聞くというのが実態でございまして、僕が何か指示しているわけではなくて「どう思う？」といつも聞いているという感じです。その中でも、もう司法試験を合格して研修をやっている司法修習生も加わってもらって、その方にも聞いてみると。出来ればロースクール生にも加わってもらって聞きたいなというくらいの感じで、着想力って人が多ければ多いほどいいのではないかなというふうに考えています。例えば一例を挙げますと、債権回収の事案なのですけれど、2億円貸し付けているのだけれども回収できないのですよと、こういう相談がありました。その相手の会社の資産をいろいろ調べます。そうすると土地建物、社屋は全部借り物だし、それから中で作っているものも半製品みたいなものや特殊な機械とかであまり売れそうにないなど。何か債権を持っているかという、よく分からない、つまり債権回収不能だなという事案が、例えばあったとしますね。「無理ですね」と言うのは簡単なのですが、何とかできないかなど。その会社は今、資産はないけど、非常に素晴らしい技術を持っている

から何とかして利用できないかなと考えてやったのが、合併なのです。大体、僕の専門はM & Aなのですが、技術を持っているのだから2億円の話ではなくて、その会社を合併しちゃおうとしたのです。そのときに、その会社はいろいろ借金もあって債務超過状態だったのです。ですから債務超過の会社を吸収合併することは法律上できないので、だから2億円をもう免除しちゃおうということで免除させたのです。その上で、合併したと。その後、その会社は、かなり伸びています。だからそういう着想をやるということがやはり重要なのだなと。2億円を回収するというでなくて、何かできないかなということを常に僕は考えています。また、刑事の場面では若い弁護士には結構バカにされているのだけれど、僕は弁護人は絶対、取り調べに立ち会うべきだと言っていて、そういう活動をやろうよと。今日、呼びかけている仲間が来ています。実践はしているのです。僕、警察に呼ばれたという人には一緒に付いて行ってですね、「一緒に来ました、実は取り調べに立ち会いたい」と。大体、刑事さんはビックリしますよ、「え？何、言っているのですか」と。「そんなことを言う弁護士はいませんよ」と。いや、僕、多分、初めてだと思いますよ。これ着想ですよ。結局、「ちょっと立ち合いは無理ですね」と言われて、「あ、そうですか。では取り調べは受けませんので、このまま帰らせてもらいます」ということで、一緒に帰るわけです。それでまた呼ばれるでしょう。また一緒に行くのですよ。「今回も取り調べ、立ち合いをお願いします」ということで。それで、「できませんね」と言われて、「ではしょうがないですね。帰ります」と、これを繰り返した。そうすると、警察もあきらめて検察庁に事件を送って、結局不起訴処分になりましたけど。だからきちんと、今までちょっと、それはやってないよねということでもやってみるということが重要で、その意味では、「実践をまずする」というのが僕の信条でございます。すみません、簡単で。

★亀石倫子氏

今、久保先生のお話を聞いて私も思ったのですが、自分の中にある偏見

とか思い込みとか先入観というものが、ものごとに取り組むときに一番邪魔になるなと思っています。例えば、彫り師って針で人の皮膚を刺すわけなので血も出ますし、皮膚疾患とか血液を介した感染症の恐れもあるから医師免許を要求するのは当たり前でしょうとかって言う人もいるんですね。それに入れ墨というものに対して日本の社会はすごくネガティブな印象を持っているので、別に彫り師という職業が無くなったって多くの人は困らないみたいな発想もあるとは思うのだけど、もし弁護士自身がそういう偏見や先入観を持っていたら、この人を何とかしようというふうにはならない。だからまず自分の中のそういう偏見や先入観をまず取っ払って、この人のために何ができるだろうというふうに取り組むというのは私も全く同感です。

例えばこの事件に関して、私は憲法問題だというふうに思って、もし彫り師さんに医師免許を取れと言ったらまず取れないので、医師免許を要求することは彼らの職業選択の自由を侵害するというふうに思いました。だからこれは憲法学者にもお願いして巻き込んでやっていこうと思ったのですが、最初は「でもそれは難しいのではないですか」という反応だったりするので。すぐに協力してくれる学者の先生を見つけられるわけではないのですよね。なので、私たちは入れ墨の歴史から調べ始めました。入れ墨というのは江戸時代の肉体労働をする人たちがやり始めてすごく人気が出て、沖縄には「ハジチ」と呼ばれる女性の通過儀礼のときに入れるものがあったり、アイヌ民族にもそういうものがあったりします。それから海外を見るとアートとして認知されていて、パリで開かれた「世界のタトゥー展」という展覧会では、世界中のタトゥーアーティストが集まってそれぞれの作品を展示したり、その場で彫り師にタトゥーを入れてもらうということがされています。あと、海外で日本のタトゥーは非常に人気があって、和柄はジャパニーズタトゥーと呼ばれて一つのデザインとして確立しているのですが、そういったことをいろいろと調べました。あとタトゥーを入れている人にどんな思いでタトゥーを入れているのかを聞きました。耳の後ろのところに日付が入ってい

る人がいたのですが、お父さんの命日だそうなのですね。ずっとお父さんっ子で、お父さんが亡くなったときすごく悲しくて、ずっとそれを乗り越えられなかったのだけれども、一緒に生きているというふうに思いを込めてここに入れたのだと。耳の後ろに入れたのは髪の毛を下ろせば隠れるので、やはり日本の社会でタトゥーが入っているといろいろ厳しいのでここに入れましたという話を聞いたりしました。また、足首のところにフランス語で「自分らしく」という意味のタトゥーを入れている女性がいたのですが、この人はパティシエ、デザートをつくる職人さんの修行をしにパリに留学をして、そのときの初心を忘れないためにここにフランス語で一番好きな言葉を入れたのですというふうに言っていたりとかですね。これを私は憲法で保障されている自己決定権に結び付けてこの裁判で主張しているのですが、そういうことをいろいろ調べて、それを学者の先生にも「こういう事実があるから、こういう主張ができないか」と相談したら、だんだん学者の先生も「うん、そうだね、ちょっとそれは憲法論として組み立てることが可能かもしれない」と言って、少しずつ弁護団に協力してくれるようになっていたりというのがありました。なのでやはりまず何とかしなければいけない、そのために何ができるのだろうかって必死で知恵を絞っていろんなことを調べたりしています。

★司会者

では新井先生、お願いいたします。

★新井誠氏

ありがとうございます。二人のお話を聞き、やはり法曹の方の着想力は、非常に重要だと思いました。久保先生、ちょっと一つお伺いしたいことがあります。今日、お話のあった最高裁無罪の件ですが、無罪を勝ち取れたということで、そこについての工夫といいますか、こういうふうな観点から乗り切ろうとしたといったような議論、あるいは、特に最高裁に向かうにあたり何かここを頑張ったといった点がございましたら、着想力という観点から非常に鋭いアイデアがあったと思いますので、少しお聞かせいただけるとあり

がたいです。

★久保豊年氏

ありがとうございます。私は全ての無罪を争う刑事事件は全力を尽くしているつもりです。この煙石さんの事件も無罪になったのはまさにラッキーだった、99.9ですから、そんなのを無罪にするのはラッキーに決まっているわけですね。だからこれがポイントだというのは無いです。この事件はこれがあったから勝てたのではないかというのは無いのですね。ただ先ほど紹介したように一審判決は盗ったとしても矛盾はしないという判断ですね。それから広島高等裁判所の第一部は何と死角、カメラの死角で盗った可能性があるという判断ですね。では死角を無くすしかないなということで、テレビで紹介されたとおり全ての写真、630枚くらいの1秒ごとの写真を全部並べて死角は一体何秒あるのかというふうに調べたら1秒だったと。では知り合いのマジシャンに頼んで封筒からお金だけを出して元に戻すのにどのくらい時間がかかるかと、どんなにやらせても2秒なのですね。というようなことをやった。でもこんなことは刑事弁護士だったら考え付くわけで、特に僕が素晴らしい着想力を持っていたとかいうことはなくて、本当にたまたまですよ、と思います。

★司会者

ありがとうございました。弁護との関係では久保先生が前におっしゃっていましたが、とにかく何かよい点がないかなと常に考えて頭を働かせるといこと、このとき着想、ヒントを自分一人で考えるのではなくて、周りの様々な意見を聞いてみる、とにかく一人で閉じこもって考えるようなことはしないのだということだと思います。また、とにかくやってみることだと、行動してみるということが大事だというご趣旨のお話だったと思います。亀石先生から物事に取り組むときには先入観というのが邪魔をすることがあるので、出来るだけ意識してそういったものを取り除いたほうがいいのではないかというお話がありました。新井先生から弁護士の先生方からのご発言

を踏まえてコメントをいただいたところです。

もう少しこのテーマでお話を伺いたいところなのですが、時間の関係上、次に進ませていただきます。これまでの先生方のお話で、今回のテーマ、着想力や創造力、あるいは交渉力といったものの、具体的な内容と言いますかイメージがある程度、ご来場の皆さま方にも出来てきたのかなと思っております。そこで、次のテーマなのですが、今回、法科大学院で主催させていただいているということもありまして、この着想力等を法曹養成過程、特に法科大学院に在籍している学生の皆さんに磨いてほしいなと思ったときに、どのようにしたらそういった着想力等の土台を作るような教育ができるのか、そういうことについて少しご意見をいただきたいと考えております。まずは亀石先生からお願いできますでしょうか。

★亀石倫子氏

私は、ロースクールのとときに同級生8人と一緒に過去の重要な判例を検討するゼミというのをやっています、判例百選という重要判例を載せた本が各科目にあるのですが、それを、検討していくというゼミをやっていたのです。そのときに必ず、事案の詳細な事実関係を把握するために、判決文をプリントアウトして、どんな具体的事実がどのように評価されてこの判決に結び付いているのかというところを、きちんと押さえるようにしていったのです。それが新司法試験の論文試験にもすごく役に立ったし、もしこの事実がなかったら、あるいはもしこの事実がこうであったらこういう結果にはなっていないのではないか、別の評価が加わって別の結論になっていたのではないかということを考えながら、抽象的に事案の把握をするのではなくて、具体的な事実に着目して勉強することを心掛けていたのです。これはすごく弁護士になってからも役に立っていて、今日ご紹介したような事件に取り組むときに、どんな具体的事実を弁護側で立証すればどういう評価が得られて、どういう判決につながるかというふうに逆算して、弁護側が積極的に立証していくときにすごく役に立ちました。なのでそういうことを心掛けて勉

強するというのは良いのではないかなと思います。

★司会者

ありがとうございます。法科大学院で勉強をしていると、まず法理論とか理屈をとにかく覚えなければ、押さなければということにどうしても目が行ってしまいがちなのですけれども、一つの裁判例等を学ぶ際にも事実に着目して、裁判官はその事実のどこの点を大事にしたのかとか、そういったことを意識して勉強していくと良いのではないかなというお話だったと思います。久保先生、同じテーマですけれども、よろしければご意見を伺えないでしょうか。

★久保豊年氏

僕は8年間、広大で教員をさせていただいたのでその経験をお話してみますと、実際は着想力とか創造力を養っている暇はないというのが現実でございます。司法試験に合格しないと話にならないので、とにかく知識を入れましょうというのが実態です。時間的には1時間半くらいしか講義時間がないので、例えば「タトゥーは憲法違反なのかという議論をしましょうね」というときに、「いや、そもそもその入れ墨の歴史ってどこから始まったのですかね」という学生がいるとしますよね。そのときに「いや、これについては10分くらいしか時間がないから、取りあえず通説は、何て言っていますか」という、教員は大体こういうかたちになっているのではないのでしょうかね。教員が悪いのですよ、教員が創造力とか着想力を奪っているのですね。教員も一定の時間で出来るだけ多くの内容をこなさなければいけないという使命があるので、そこは面白い議論だなと思っていても、なかなか入って行けない。「取りあえず学説を整理しようか」とか「判例は何て言っているの」という感じでやっちゃっているのが現実で残念だなと思います。僕は授業時間以外のプライベートなゼミとかやっちゃって、そちらで出たときには徹底的に聞いてみるというのは結構やっちゃって、それが良いのかどうかとか、司法試験にとってどうなのかというのはいつも自問自答しておりましたけれど

も、そんな感じでございます。

★司会者

ありがとうございます。研究者教員としては時間のない中で授業をするというのは、まさに久保先生がおっしゃったとおり、いろいろ試行錯誤を今後も続けなければいけないなと思っているところではあるのですけれども、新井先生、今の亀石先生と久保先生のお話を伺っていて、何かコメントがございましたらお願いできますでしょうか。

★新井誠氏

ありがとうございます。私は、この中で教員として登壇しており、両方も耳の痛い話かもしれません。ただ科目にもいろいろ濃淡があるような気がします。私は、憲法を担当していますが、憲法というのは、今、お話のあった両者の点が当然に必要でして、特に前提となる部分は、やはり学生にある程度勉強しておいてほしいと思うのが実際でございます。例えば、憲法学では言葉が独り歩きしてしまう例があります。例えば「民主主義」という言葉が、答案の中に出てきた際、この言葉を憲法学ではどういう意味合いとして使っているのかという思考の枠組み（概念）がないと、その言葉が独り歩きしてしまって意味のない表記になってしまうところがあります。そうすると、その言葉の意味を踏まえた答案になっているかどうか重要になってくるのです。他方で、民主主義とはどういう概念かということから授業をやっていると、それで時間が終わってしまうこともありますし、そうしたことを全てできない部分もあります。

他方で、亀石先生のおっしゃるとおり、やはり事実、論理もそうですが、事実をちゃんと拾ってほしいという点を重要視して最近では授業をしています。なぜかという、憲法の問題ですと同じ、例えば21条の表現の自由、22条の経済的自由というようなことが問題となったとしても事例の設定によっては論じ方が全く変わってきてしまうということがあるからです。例えば先ほどのダンスの件なんかもそうですが、無許可営業だけではなくて、当時、

許可を取っても深夜営業は一律禁止だったから、例えば深夜営業をしてしまった場合にはどう論じるのかということが生じます。この場合、当然論じ方が変わってくるわけです。しかも、ダンスの件は、法改正がなされ、新たに「遊興」規定という言葉に変わりました。しかし、実はこの遊興規定の中でまた一部ダンスの制約が起きているわけです。こうしたときに、論じ方が再度大分変わってくることになるわけです。憲法22条をめぐる理屈としては、教科書においてあまり変わらない。しかし、実際の事例を見たりすると、それをどう応用していくかということは、やはり事例をよく見ないとわかりません。しかも、その事例の背後にある何を取り締まろうとしているのかということも知ってほしいです。そうになると、なかなか十分な時間で説明はできませんが、社会を見る目を鍛えると、やはり着想力とか創造力とかそういったことに結び付いていくのではないかなと常々感じております。

★司会者

ありがとうございます。まだまだこのテーマ、議論をさせていただきたいところなのですけれども、最後にもう一つだけ、メッセージをパネリストの方々から頂戴したいと思うことがございます。今回は法科大学院の主催ということで、現在、法科大学院で学んでいる学生さんが多数来てくださっております。そこで、パネリストの方々から法科大学院生に対して、ご自身の経験等も踏まえて、こういうことを特に勉強してほしい等、激励のメッセージがございましたらお願いしたいと思います。亀石先生からお願いいたします。

★亀石倫子氏

私がまだ9年くらいですけど弁護士をやって来て、弁護士など法曹を目指す人たちに割と共通してあることとして、やはり失敗を恐れるみたいなところは結構あるような気がしていて、失敗したくない、失敗しないようにどうしたらいいかというところがあったり、だから何かにぶち当たったときも一人で解決しようとしたりするところもあったりします。例えば私、このクラウドファンディングをやりたいとなったときに、誰でも思いつきそうなアイ

デアなのだけど、それまで弁護士でこういうことをした人がいないというのが分かったとき、弁護団の仲間ですらすごく消極的だったのですね。こういうことをやると弁護士倫理上、何か問題が起こるのではないかとか、同業者にどう思われるだろうとか、そういう狭い世界でいろいろ気にするみたいなところもあったりして、仲間の理解すら得られる状況ではなかったから大変だったのです。でも何か一人でできることってやはり限られていて、私がチームをつくるのは自分には得意なところもあるけど、苦手なところもたくさんあったりして、バランスの悪い人間だと自分のことを思っているので、いろんな個性の仲間を集めて、それで強いチームをつくらうという方針でやってきましたし、今まで誰も取り組んできたことがなかったことだけど、どうすればそれをできるか、だからできない理由を挙げて「だから止めとこう」というよりかは、できない理由を挙げてそれを乗り越えるにはどうしたらいいかというふうに前向きに考えるということで今までこういう事件をやってきているので、そういう発想を大事にするということとか、あと繰り返しになりますけど法律の勉強だけではなくて、それ以外のいろんなところに目を向ける、いろんな社会を動かす、こういうクラウドファンディングをやるということも一つの社会に新しい動きをつくるということでもありますし、いろんなところに目を向けていくというのが大事かなと思っていますので、是非勉強を頑張ってください。

★久保豊年氏

私はロースクールの世代ではないので、一人こもって図書館で勉強していた非常に暗い受験生活を送っていましたが、ロースクールはそういう意味では非常に明るいし、身近に研究者も実務家もいて、僕は非常に恵まれた環境だなと思って見えています。だからもっとフランクに「こんなことを聞いたら恥ずかしいな」とかいうことではなくて、どんどん聞いたらいいと思うし、それがおそらくいろんな着想力とか創造力とか交渉力、交渉力ですね、教員との交渉力が必要ですからね。そういうこともやっていただければもっ

といいのではないかと思います。それから僕は教員時代からずっと言い続けていることがありまして、「一日に10時間しか勉強するな」という。一日、大体食事とか入浴とかの時間を抜くと16時間、睡眠時間を抜くと、16時間がほぼフリーな時間になると思います。そのうち10時間しかしないほしいですね。あとの6時間はスポーツをしたり、映画を観たり、テレビを観たり。授業をやっているときに、「今日の新聞でさ、逮捕記事が載っていたけど、あれおかしいと思わない？」と言ったら、「いや、新聞を読んでいません」と言うのですよね。悲しいですよね、それはおかしいですよね。だから6時間ありますから、新聞もきちんと読んでいただきたいし、そういうところで「こんな事件が起きているのだな」とかいうふうに色んな関心を持っていただきたい。ただ10時間だけはやっていただきたい。10時間やると絶対受かりますのでよろしくお願いします、ありがとうございました。

★新井誠氏

教員の立場としての私の話は、学生はよく聞いていて、耳にタコでしょう。ただ、今日みたいな会で、いろいろな先生がいらっしやっただけというのは非常に貴重な機会です。今後とも是非こういう機会があるときにはご参加いただき、話を聞いて、いろいろな弁護士の先生がいて、いろいろな交渉力というのでしょうか、着想力を持った方がいるのだなというのを分かっていたとよいかと思います。

それが非常に重要だと思うのと同時に、こちらには必ずしも法科大学院の方ではない方々もたくさんいらっしやるわけですから、こちらからは是非話しておきたいと思うことは次のことです。すなわち、司法試験を目指している方々について世間では、六法全書を暗記する作業が非常に重要だとの印象を持たれているようです。しかし、司法試験の論文試験などでは、六法が渡されます。六法全書というのは、余りそれ自体を暗記していくことは重要ではなくて、今日お話のあったような、何を考えるか、どれをどういうふうに議論するのか、といったこと、そして、もちろんお二人の先生のお話を聞いて

ているとやはり「正義とは何か」とか、そういうことを考える頭の思考が重要に思います。そういうところを学ぶ場所なのだということを是非ご理解いただき、今後とも法科大学院に対する温かい目を向けていただければと思っております。ありがとうございました。

★司会者

最後に私がまとめなければいけない内容を新井先生が全ておっしゃってくださいましたので、私が付け加えさせていただくことは何もございません。お三方、どうもありがとうございました。

以上をもちまして第2部のパネルディスカッションを終了させていただきます。パネリストの皆さま、ありがとうございました。ご来場の皆さま、大きな拍手をお願いいたします。